

2017年6月29日

「中国版 CRS」を7月1日より正式実施 非居住者の租税回避管理を強化

国家税務総局など当局6部門は、2017年5月9日付で「非居住者金融口座税務情報デューデリジェンス管理弁法」(以下「本弁法」)を公布し、2017年7月1日より施行することを発表しました。

本弁法は、経済協力開発機構(OECD)が2014年に策定した「共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)」に基づき制定されたものであり、非居住者の金融口座の税務情報に対する金融機関のデューデリジェンス行為を規範化することを目的としています。

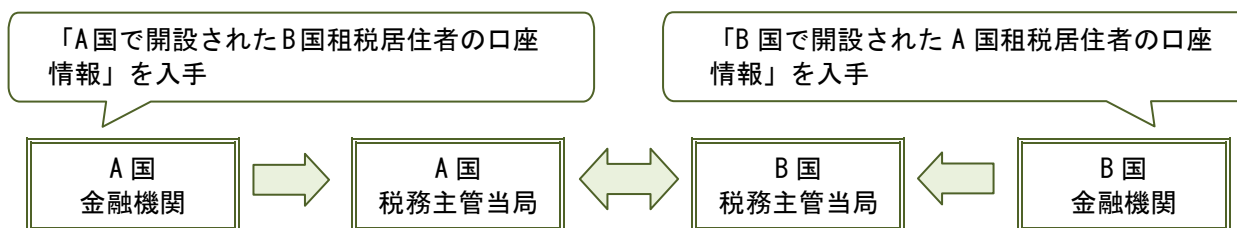
本弁法に基づき税務当局が収集した非居住者の税務情報は、2018年9月より他国の税務当局と自動的に交換される予定です。こうした税務情報の交換により、国際的な脱税や租税回避の管理は強化されますが、適切に納税している企業・個人の納税義務が増加するわけではありません。

◆ OECD 策定の「課税における金融口座情報の自動的な情報交換基準」の概要

2014年、OECDは「課税における金融口座情報の自動的交換基準」(以下「基準」)を策定し、現在、100余りの国家(地区)が「基準」の実施を承諾しています。

「基準」は「モデル協定(Model Competent Authority Agreement)」と「共通報告基準(CRS)」から成ります。前者は各国(地区)の税務主管当局間による金融口座税務情報の自動的交換の実施を取り決めており、後者は金融機関による非居住者個人/企業の口座情報の特定・収集および報告に関する要求や手順を定めています。

(参考) 金融口座税務情報の自動的交換のプロセス



(参考) 「基準」と FATCA

2010年、米国は「外国口座税務コンプライアンス法」(FATCA)を公布し、国外の金融機関に対して米国租税居住者の口座情報を報告するよう要求しました。「基準」はFATCAに基づき構想された情報交換制度であり「グローバル版 FATCA」と見なされる一方、両者には非居住者口座の定義などに違いがあります。なお、現状、中国政府と米国政府はFATCAに基づく情報交換について積極的に協議を重ねています。

SMBC NEWS



◆ 本弁法の概要

本弁法は、国際的に取り決められた CRS を中国の国情に適した具体的な要求に転化させた「中国版 CRS」であり、中国国内の金融機関による非居住者の金融口座に関するデューデリジェンスの手順や関連情報の収集・報告について規定しています。

<主要項目の定義>

金融機関	預金機構	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商業銀行、農村信用合作社、政策性銀行、証券会社、先物会社、証券投資基金管理会社、私募基金管理会社、保険または年金業務を行う保険会社、信託会社等 ✗ 金融資産管理会社、財務公司、金融リース会社、自動車金融会社、消費金融会社、通貨仲介会社等は該当せず 	
	カストディ機構		
	投資機構		
	特定の保険機構およびその分支機構		
金融口座	①業務内容	預金口座	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 普通預金、定期預金、トラベラーズチェック、預金機能のあるクレジットカード等
		カストディ口座	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 顧客代理の金融資産の売買 ✓ 顧客の委託を受けた顧客のための受託資産管理業務
		その他口座	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 投資機構の持分または債権の権益 ✓ キャッシュバリュー保険契約または年金契約
	②開設時期	既存口座	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2017年6月30日時点で金融機関が保有 ✓ 2017年7月1日以降に開設、かつ同一の金融機関にて開設済の関連口座等
			新設口座
		非居住者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国租税居住者以外の個人・企業（その他の組織を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・租税居住者個人：中国国内に住所がある、または住所はないが国内での居住が一年に達している個人（住所があるとは、戸籍・家庭・経済利益関係により中国国内に習慣的に居住していることを指す） ・租税居住者企業：法に基づき中国国内に設立、または外国（地区）の法律に依拠して設立されたが、実際の管理機構が中国国内に所在する企業 ✗ 政府機関、国際組織、中央銀行、金融機関、所在地の政府から認可および監督管理を受ける証券市場で取引する会社およびその関連機構は該当せず
非居住者金融口座	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国国内の金融機関において開設または保有する以下の金融口座 <ul style="list-style-type: none"> ・非居住者が所有 ・非居住者支配者を有する受動的金融機関が所有（本弁法第12、13条をご参照） 		

SMBC NEWS



<個人/機構口座のデューデリジェンスの手順>

口座種類		調査手順 ^{※1}	日程	
個人 口座	新設口座	2017年7月1日以降開設 租税居住者身分声明文 + 合理性審査	2017年7月1日 開始	
	既存 口座	低額 口座	2017年6月30日時点の 口座合計残高 ^{※2} が 100万米ドル相当以下 ^{※3}	2018年12月31日 までに完了
		高額 口座	2017年6月30日時点の 口座合計残高 ^{※2} が 100万米ドル相当超	2017年12月31日 までに完了
機構 口座	新設口座	2017年7月1日以降開設 租税居住者身分声明文 + 合理性審査	2017年7月1日 開始	
	既存 口座	少額	2017年6月30日時点の 口座合計残高 ^{※2} が25万米 ドル相当以下 ^{※3}	-
		その他	2017年6月30日時点の 口座合計残高 ^{※2} が25万米 ドル相当超	2018年12月31日 までに完了

※1 金融機関は自身の業務ニーズに基づき、新設口座のデューデリジェンスの手順を既存口座に適用可能

※2 口座所有者が同一の金融機関およびその関連機構に所有するすべての金融口座の残高または資産の価値の和

※3 既存個人低額口座・既存機構少額口座は、2017年6月30日以降の年度末において、口座合計残高がそれぞれ100万米ドル、25万米ドルを超過した場合、金融機関は翌年12月31日までに対応するデューデリジェンスを実施

<金融機関による情報収集/報告の内容>

口座種類	報告内容	
① 開設者	個人・機構 口座共通	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 口座番号または類似の情報 ✓ 年度末の単一の非居住者口座の残高または純額（キャッシュバリュー保険契約、または年金契約のキャッシュバリューもしくは保険解約の価値を含む） ✓ 口座が本年度内に抹消された場合、残高はゼロとし、「口座抹消済」と注記
	個人 口座	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所有者の姓名・現住所・租税居住国（地区）・居住国（地区）の納税人識別番号・出生地・生年月日
	機構 口座	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所有者の名称・住所・租税居住国（地区）・居住国（地区）の納税人識別番号 ✓ 所有者が非居住支配者を有する受動的な非金融機関の場合、非居住支配者の姓名・現住所・租税居住国（地区）・居住国（地区）の納税人識別番号・出生地・生年月日
② 業務内容	預金口座	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 年度内に受領/計上した当該口座の利息総額
	カストディ 口座	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 年度内に受領/計上した当該口座の利息総額・配当総額およびその他の委託された資産管理により受領/計上した当該口座の収入総額 ✓ （報告金融機関が代理人・仲介者または名義所有者の場合）金融資産の販売または回収により受領/計上した当該口座の収入総額
	その他の 口座	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 年度内に受領/計上した当該口座の収入総額（回収金の総額を含む）

※ 上表の情報のうち金額については、もとの通貨の種類に基づき報告し、その通貨名称も注記

SMBC NEWS



◆ 中国版 CRS の実施スケジュール

2017年5月9日	《非居住者金融口座税務情報デューデリジェンス管理弁法》正式公布
2017年7月1日	金融機関の新設個人/機構口座へのデューデリジェンス開始
2017年12月31日まで	金融機関の既存個人高額口座へのデューデリジェンス完了
2018年5月31日まで	金融機関による情報報告（※毎年5月31日までに前年度の情報を報告）
2018年9月	国家税務総局とその他国家（地区）の税務主管当局との初回情報交換
2018年12月31日まで	金融機関による既存個人低額口座・全既存機構口座へのデューデリジェンス完了

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599